

現状と課題



市町村の貴重な財源であるゴルフ場利用税を存続・堅持していただき感謝申し上げます。引き続き存続・堅持をお願いします。

- ゴルフ場利用税は都道府県税ではあるが、税込の7割はゴルフ場所在市町村に交付されている。
- 奈良県では、ゴルフ場利用税の税込(令和2年度実績 820百万円)のうち567百万円を8市3町2村に交付しており、ゴルフ場所在市町村特有の行政需要に対応するための貴重な財源となっている。

<ゴルフ場所在市町村特有の行政需要>

- ・ゴルフ場アクセス道路の維持管理、廃棄物処理、災害防止対策、環境対策など
- ⇒これらの行政需要に対応するには、受益者であり一定の担税力を有すると認められるゴルフ場利用者に、相応の負担を求めるのが合理的。

- 地方税法上、教育活動として使用する場合、国民体育大会等のゴルフ競技に参加する選手、18歳未満の人や70歳以上の高齢者等に対しては非課税措置により必要な配慮がなされている。

アクセス道路の
維持管理



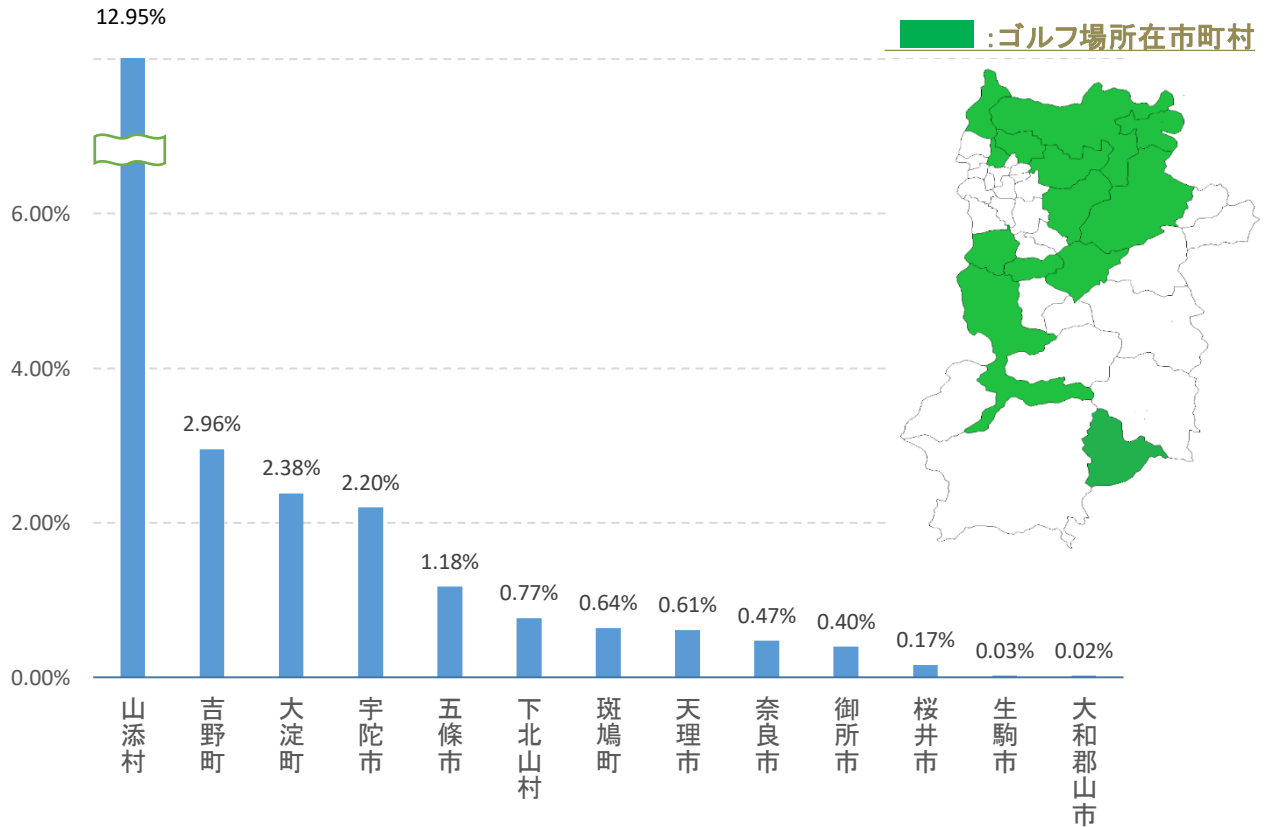
治水等の
災害防止対策



廃棄物処理等の
環境対策



令和2年度 ゴルフ場利用税交付金の地方税収に対する割合



(単位: 百万円)

団体名	山添村	吉野町	大淀町	宇陀市	五條市	下北山村	斑鳩町	天理市	奈良市	御所市	桜井市	生駒市	大和郡山市
交付金	60	21	44	57	40	2	20	49	245	11	10	5	3
地方税収	467	715	1,830	2,591	3,372	243	3,106	7,942	51,631	2,830	6,305	17,032	11,996

国にお願いすること

○ゴルフ場利用税の存続・堅持

- ・ゴルフ場所在市町村特有の行政需要に対して、ゴルフ場利用者が相応の負担をすることは公平で合理的である。当税が廃止された場合には、これらの費用を全て地域住民の税金により負担することとなる。
- ・本県では、特に自主的な財源の乏しい市町村の貴重な財源となっており、その廃止は、市町村の財政運営に多大な影響を与えることから、引き続きゴルフ場利用税の存続・堅持をお願いします。